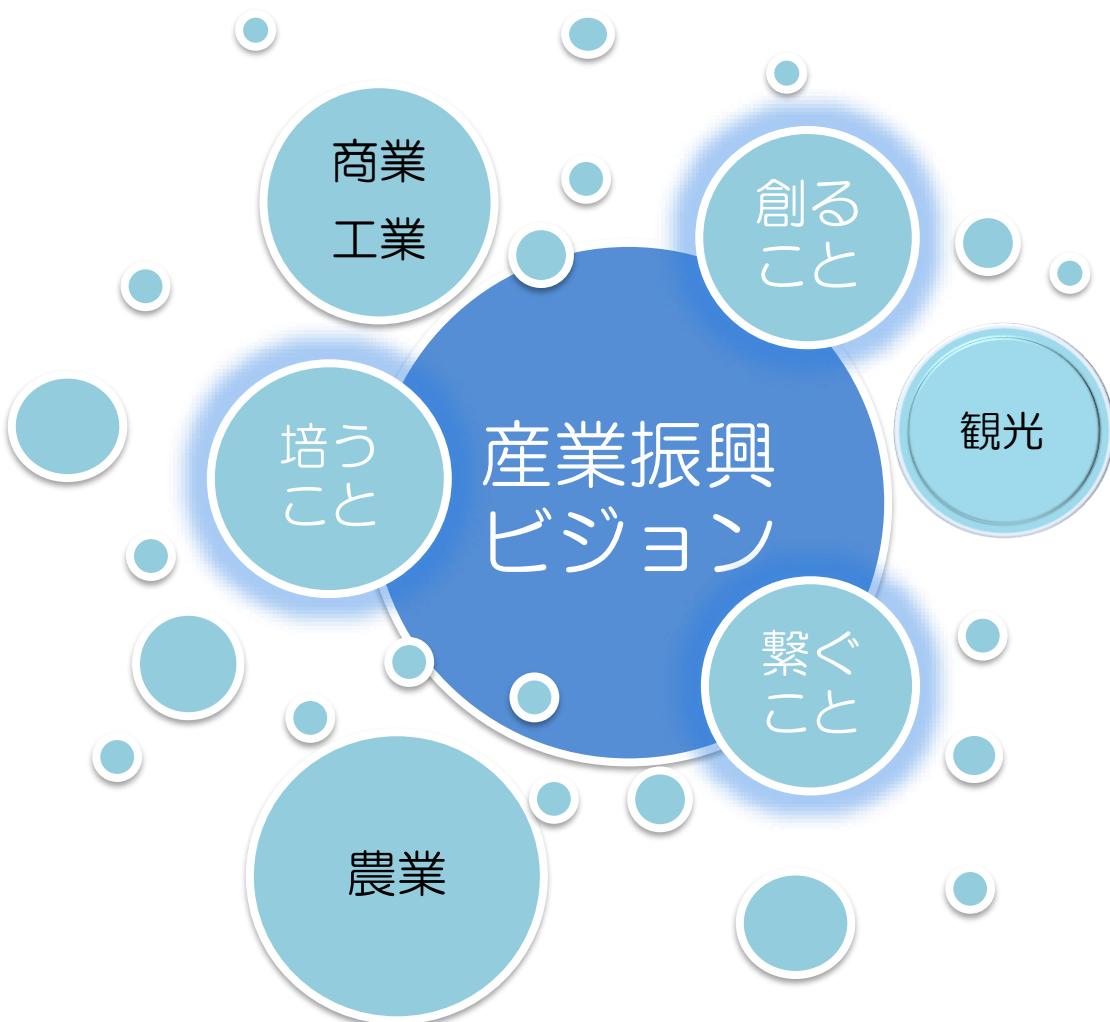


富里市

産業振興ビジョン

～「つくる、つなぐ、つちかう」富里の産業 今、次代のためにできること～



平成 30 年
富里市

はじめに



富里市長 相川堅治

富里市は、明治の初めから原野の開墾事業により入植が進み、また、戦後は農地解放により一層開拓が進められ、市の基本産業である農業による豊かな農村として発展してきました。

市の特産品のすいかの栽培は、昭和に入ってから始まり、昭和11年には皇室に献上しています。以降、すいかの特産地としての地位を築き、現在では全国でも有数の出荷量を誇ります。

昭和40年代に入ると、成田国際空港の建設や東関東自動車道富里インターチェンジの開通などにより、都市化の影響を大きく受け、ベットタウンの位置付けを持つことにより人口も急増し、昭和60年に「富里村」から「富里町」に、そして平成14年に「富里市」が誕生しました。

市では、平成23年度からスタートした「富里市総合計画」で、まちづくりの基本理念を『みんなでつくる笑顔あふれるまち・富里』とし、総合的・継続的にまちづくりを進めています。総合計画で定めたまちづくりの目標を実現するためには、産業の振興を図ることが重要であることから、平成28年4月に産業振興についての基本理念を定めた「富里市産業振興基本条例」を制定し、今回、市、事業者、経済団体、市民との協働により「富里市産業振興ビジョン」を策定しました。

本ビジョンでは、「創（つく）ること」「繋（つな）ぐこと」「培（つちか）うこと」をキーワードに、市内の農業・商業・工業・観光の各産業における現状と課題を見つめ直し、本市の地域性や独自性を踏まえ、各産業と市が一体となって目指すべき方向性を定めています。地域の産業は市民生活に直接関りますので、市民の皆様のご協力をいただきながら、地域経済の発展及び市民生活の向上を目指してまいります。

結びに、本ビジョンの策定に当たりご尽力を賜りました「富里市産業振興推進会議」のメンバーの皆様、また貴重な御意見をお寄せいただきました皆様に心からお礼申し上げます。

今後とも、皆様の一層の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

富里市産業振興ビジョン

目 次

I 産業振興ビジョンの策定に当たって	··· 1
1 産業振興ビジョン策定の目的	··· 1
2 富里市産業振興基本条例	··· 1
3 産業振興ビジョンの位置付けと計画期間	··· 4
4 産業振興ビジョンの策定の視点	··· 4
II 現状と課題	··· 6
1 富里市の経済基盤と産業構造の概況	··· 6
2 富里市の施策の現状	··· 1 0
3 富里市の産業の課題	··· 1 8
4 成田国際空港を含めた近隣市町との広域的な課題	··· 1 9
III 産業振興の方向性	··· 2 2
1 産業振興の基本方針	··· 2 2
2 基本方針に基づく具体的方策	··· 2 3
3 成田国際空港との共生・共栄	··· 2 4
4 地域資源の活用	··· 2 4
5 新しい産業の創造	··· 2 6
6 観光の振興	··· 2 7
IV 計画の推進	··· 2 9
1 産業振興ビジョンの推進体制	··· 2 9
2 産業振興ビジョンの進行管理	··· 2 9
参考資料	··· 3 0
1 策定経緯	··· 3 1
2 富里市産業振興推進会議の運営に関する要綱	··· 3 2

I 産業振興ビジョンの策定に当たって

1 産業振興ビジョン策定の目的

富里市は、昭和53年の成田国際空港開港を機に、「農村」から「都市」へ大きな変遷を遂げました。空港関連企業や都心で働く人々のベットタウンとして宅地化が進み、工業団地の整備により多くの製造工場などが進出しました。また、かつてよりの基幹産業である農業も著しく衰退することなく、首都圏の食糧基地としての役割を担い続けています。

一方、近年、少子高齢化問題や、労働者の世代交代、省資源化やリサイクルなど環境問題への関心の高まり、情報通信技術の進歩など、地域経済を取り巻く社会情勢は大きな転換期の最中にあります。

富里市では、産業振興基本条例の施行に伴い、このビジョンにおいて農業、商工業の問題点やニーズを把握することにより各種産業の振興、成田国際空港との共生・共栄などの基本方向を明らかにし、目指すべき方向性を共有することで、社会情勢に順応し、人と人で繋ぐ産業を通じた、魅力あるまちづくりの指針として策定することを目的としています。

2 富里市産業振興基本条例

平成28年4月、富里市の産業振興における基本理念を定めた「富里市産業振興基本条例」が制定されました。産業振興ビジョンは、条例第8条において、産業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、定めなければならないものとされています。

富里市産業振興基本条例（平成28年3月17日条例第5号）

（目的）

第1条 この条例は、成田国際空港及び都心との近接性並びに東関東自動車道等の利便性等、本市が有する地域特性を活用しつつ産業の振興についての基本理念を定め、市、事業者及び経済団体の役割等を明らかにすることにより、均衡のとれた産業の振興と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内において事業活動を行うものをいう。
- (2) 商店街 市内において小売業、飲食業、サービス業等を営む店舗が集積している地域をいう。
- (3) 経済団体 農業協同組合、商工会、商店会、地域工業団体その他の市内において産業の振興に関する活動を行う団体をいう。

（基本理念）

第3条 産業の振興は、事業者の創意工夫による自主的な努力を基本に、事業者、経済団体及び市が連携し、市民の理解と協力の下に推進されなければならない。

- 2 産業の振興は、地域経済の循環及び雇用の拡大が図られるよう推進しなければならない。
- 3 産業の振興は、経済的又は社会的環境の変化に対応して推進しなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 農業の振興を図るため、生産基盤の整備、担い手の確保及び育成、農地の有効利用、富里ブランドの拡大、農業及び農産物と触れ合う機会の充実、持続可能な農業の実現等に関し必要な施策
- (2) 商業の振興を図るため、商店街における環境の整備、地域における事業者の新たな連携、商店会の活性化等に関し必要な施策
- (3) 工業の振興を図るため、良好な操業環境の確保、販路の拡大等による経営の安定化等に関し必要な施策
- (4) 観光の振興を図るため、豊かな自然の活用、観光資源の発掘や創出、観光情報の発信、成田国際空港との近接性等の地域特性を活用した観光客誘致の推進等に関し必要な施策
- (5) 各産業分野間の連携に関し必要な施策
- (6) 企業誘致の推進を図るため、立地環境の整備、地域の特性を活用した産業の集積等に関し必要な施策
- (7) 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者をいう。）、特に小規模企業者（同法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。）の振興を図るため、経営の拡大及び安定への支援、創業、新たな事業の創出等に関し必要な施策
- (8) 雇用を促進するため、市民の雇用の確保、就労環境の整備等に関し必要な施策
- (9) その他産業を振興するために市長が必要と認める施策

- 2 市は、産業の振興に関する施策の実施に当たっては、事業者及び経済団体との協働に努めるとともに、国、千葉県、他の地方公共団体、大学等との連携に努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、自らの創意工夫により、周辺の生活環境との調和及び市民生活の安全確保に配慮するとともに、経営基盤の安定、人材の育成、従業員の福利厚生の充実等に努めるものとする。

- 2 事業者は、経済団体に加入するよう努めるとともに、市又は経済団体が行う産業の振興のための事業に積極的に参加し、協力するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、経済団体が産業の振興のための事業を実施するときは、応分の負担等をすることにより当該事業に協力するよう努めるものとする。
- 4 事業者は、事業活動を行うに当たっては、事業者間の連携に努めるとともに、地域で産出される製品又は役務の利用に努めるものとする。
- 5 事業者は、地域雇用の促進に努めるものとする。
- 6 大規模小売店舗（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。以下同じ。）の設置者は、経済団体に積極的に加入するよう努めるとともに、当該大規模小売店舗において小売業等を営む者に対しても、経済団体への加入等必要な協力を求めるよう努めるものとする。

(経済団体の役割)

第6条 経済団体は、自らの組織の強化に努め、事業者の事業活動に関する支援を

行うとともに、市等と協働し、産業の振興に関する施策を実施するよう努めるものとする。

2 経済団体は、自らの事業活動を通じて地域社会への貢献に努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第7条 市民は、産業の振興が自らの生活の向上及び地域経済の活性化に寄与することを理解し、市又は経済団体が実施する産業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(産業振興ビジョン)

第8条 市長は、産業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、事業者及び経済団体と協力して産業振興ビジョンを定めなければならない。

2 市長は、経済的又は社会的状況の変化等を勘案し、適宜、産業振興ビジョンに検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

(富里市産業振興推進会議)

第9条 産業の振興に関し必要な事項を調査審議するため、富里市産業振興推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 事業者

(2) 経済団体の関係者

(3) 公募による者

(4) 有識者

(5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 推進会議に、産業の振興について的確な助言を行うアドバイザーを置くことができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

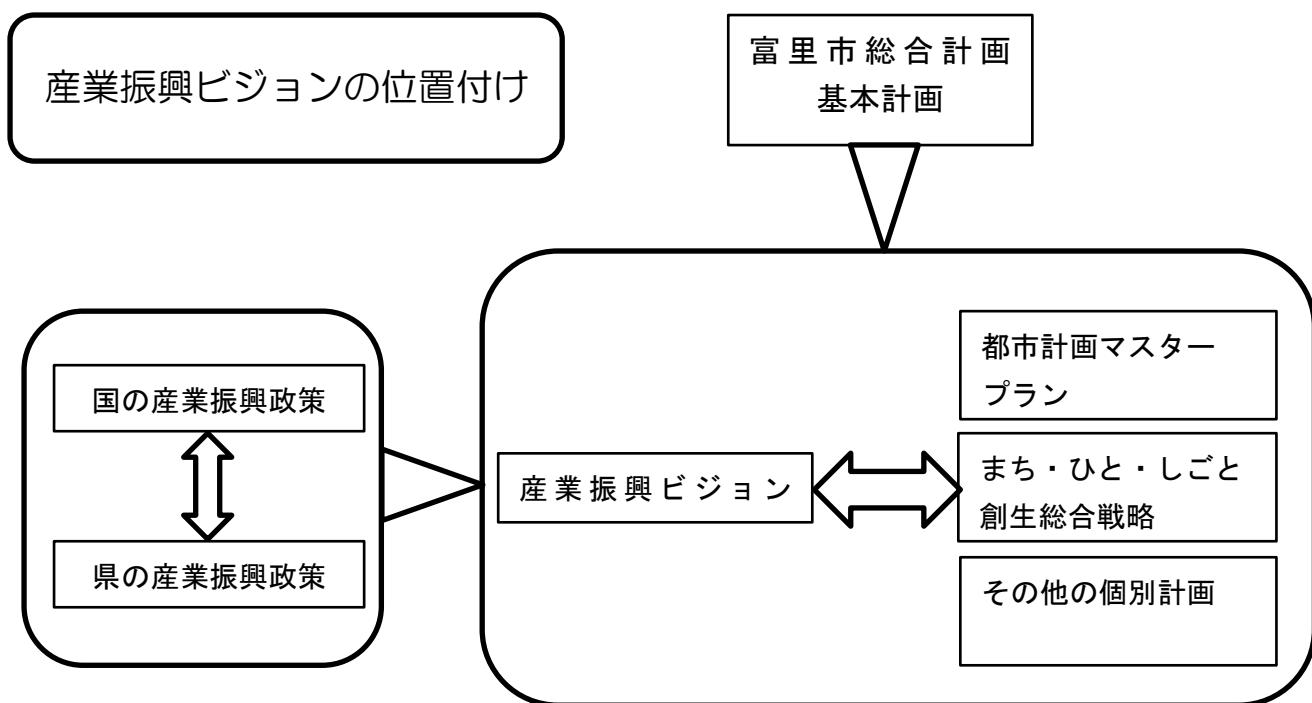
この条例は、平成28年4月1日から施行する。

3 産業振興ビジョンの位置付けと計画期間

産業振興ビジョンは、「富里市総合計画」における、まちづくりの基本理念である「みんなでつくる笑顔あふれるまち・富里」、また、まちづくりの目標のひとつである「みんなが活躍し、農・商・工がともに輝く活力あるまち」を実現するために、他の個別計画との整合性を図りながら、市民や事業者及び各産業団体との協働により策定したものです。今後、同ビジョンに基づき富里市の産業振興を推進します。

さらに、国や千葉県の政策の動向を踏まえ、市に実施することが求められる施策等を中心に、国、千葉県と協調を図りながら施策を展開していきます。

産業振興ビジョンの計画期間は、平成30年度から3年として、社会情勢の変化を踏まえながら、必要に応じて見直しを行います。



4 産業振興ビジョン策定の視点

(1) 創ること・繋ぐこと・培うこと

これまで富里市は、社会的ニーズに合わせるように農業・商業・工業が比較的バランスよく存在していました。しかし、それぞれの産業ごとに顕在化する課題に加え、労働者の高齢化という共通の問題により、富里市の産業は総じて過渡期を迎えると考えられます。この過渡期における最大の課題が「承継」です。

事業の承継には様々なスタイルが存在します。会社の場合には後継者に事業を引き継ぐことを事業承継といいますが、本ビジョンでは、今を活かして次代を生きるための継続手段として捉えており、キーワードを「創ること」、「繋ぐこと」、「培うこと」としています。

「創る」は、承継の対岸にあるようですが、例えば、会社や農地を引き継いだ子や孫が、新たな産業を起こすことも承継の姿であり、創業は承継の手法として位置づけることができます。

「繋ぐ」は、承継と同じです。ただし、後継者問題などにより廃業という選択肢を意識せざるを得ない状況を解消するためには、第三者による承継なども視野に入れる必要があります。

「培う」は、今ある富里の重要な産業を未来に伝えながら、「ひと」や「もの」を作り、育てることにより、それぞれの産業の成長・発展を図り、「富里を支えるしごと」のライフサイクルの確立を目指します。

(2) 共生・共栄

本市の基幹産業である農業の振興と、都市化の推進はお互いを尊重しながら取り組む必要があります。また、成田国際空港と隣接することで生じる多くの恩恵や問題を考えながらのまちづくりの視点は大変重要です。このほか「共生・共栄」というテーマがもたらす「暮らし」への波及効果について理解し、活かしていくことが市の産業の発展に欠かせない視点となります。

II 現状と課題

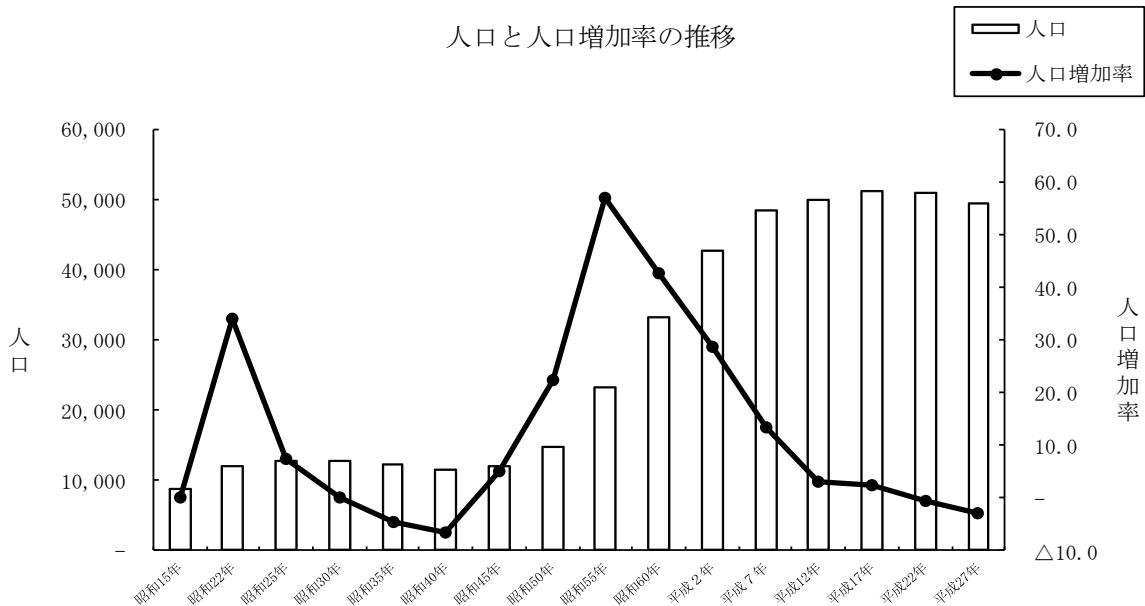
1 富里市の経済基盤と産業構造の概況

(1) 富里市の現状

①人口と世帯数

年	世帯数 (戸)	人 口			比較増減		一世帯 当たり 人 員 (人)	人 口 増加率 (%)	国勢調査	
		総数 (人)	男 (人)	女 (人)	世帯数 (戸)	人口 (人)			人口密度 1 km ² 当たり (人)	
大正 14 年	1,590	8,282	4,081	4,201	26	101	5.2	1.2	154.7	
昭和 5 年	1,637	8,808	4,354	4,454	47	526	5.4	6.4	164.5	
昭和 10 年	1,550	8,859	4,422	4,437	△87	51	5.7	0.6	165.5	
昭和 15 年	1,563	8,944	4,454	4,490	13	85	5.7	1.0	167.1	
昭和 22 年	2,121	11,993	5,875	6,118	558	3,049	5.7	34.1	224.0	
昭和 25 年	2,318	12,891	6,357	6,534	197	898	5.6	7.5	240.8	
昭和 30 年	2,339	12,889	6,320	6,569	21	△2	5.5	△0.0	240.7	
昭和 35 年	2,341	12,307	6,011	6,296	2	△582	5.3	△4.5	229.9	
昭和 40 年	2,375	11,524	5,608	5,916	34	△783	4.9	△6.4	215.2	
昭和 45 年	2,675	12,116	6,041	6,075	300	592	4.5	5.1	226.3	
昭和 50 年	3,558	14,852	7,549	7,303	883	2,736	4.2	22.6	277.4	
昭和 55 年	6,469	23,315	11,929	11,386	2,911	8,463	3.6	57.0	435.5	
昭和 60 年	9,355	33,291	16,867	16,424	2,886	9,976	3.6	42.8	621.8	
平成 2 年	12,579	42,852	21,690	21,162	3,224	9,561	3.4	28.7	795.0	
平成 7 年	15,528	48,666	24,703	23,963	2,949	5,814	3.1	13.6	902.7	
平成 12 年	17,102	50,176	25,661	24,515	1,574	1,510	2.9	3.1	930.7	
平成 17 年	18,652	51,370	26,229	25,141	1,550	1,194	2.8	2.4	952.9	
平成 22 年	19,701	51,087	26,052	25,035	1,049	△283	2.6	△0.6	947.6	
平成 27 年	20,057	49,636	25,182	24,454	356	△1,451	2.5	△2.8	921.2	

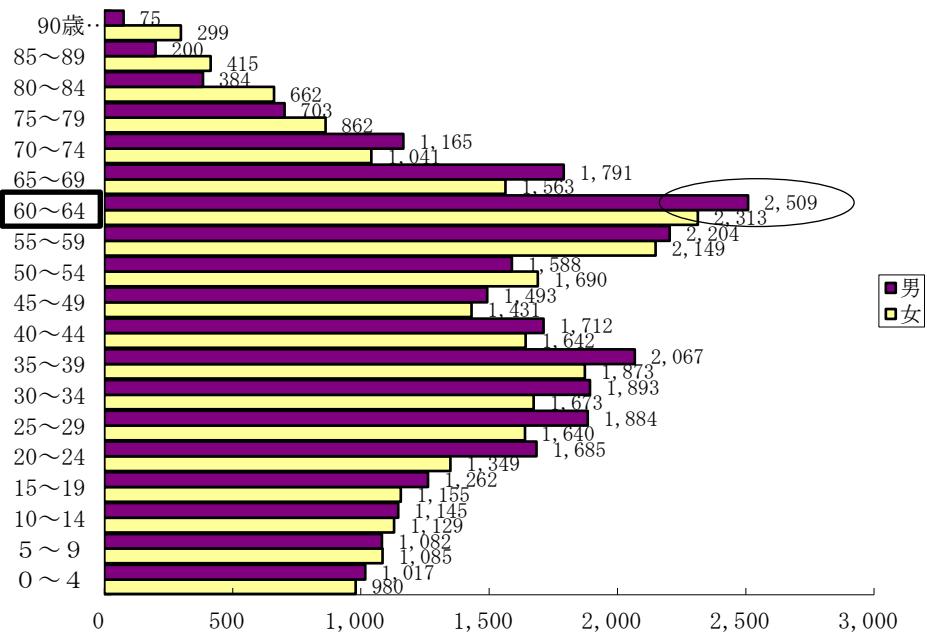
人口と人口増加率の推移



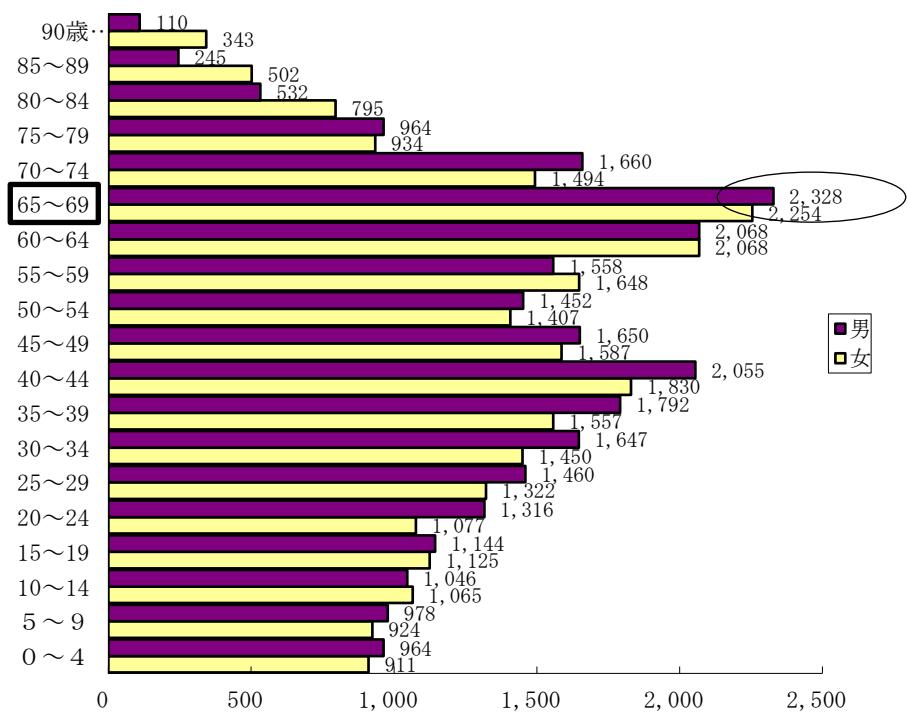
国勢調査では、本市の総人口は増加傾向で推移してきましたが、平成 17 年の 51,370 人をピークに減少に転じています。「富里市人口ビジョン」における将来予測は、今後も減少することが見込まれています。[引用 富里市人口ビジョン]

また、平成22年と平成27年を比較すると（下図）、市の人口の中で一番多く占める年齢層が、60～64歳から65～69歳と移行し高齢化が進んでいることが分かります。今後、このような社会構造の変化に対する対応が求められます。

平成22年国勢調査年齢（5歳階級）別男女別人口(人)



平成27年国勢調査年齢（5歳階級）別男女別人口(人)



②就業人口

産業（大分類）別15歳以上就業者数

国勢調査

産業（大分類）	平成17年		平成22年		平成27年	
	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)
総数	27,571	100.0	26,417	100.0	24,939	100.0
第1次産業	2,838	10.3	2,195	8.3	2,131	8.5
農業	2,834	10.3	2,188	8.3	2,127	8.5
林業・狩猟業	4	0.0	4	0.0	3	0.0
漁業	-	-	3	0.0	1	0.0
第2次産業	5,727	20.7	4,934	18.7	4,771	19.1
鉱業	4	0.0	4	0.0	2	0.0
建設業	2,368	8.6	1,979	7.5	1,969	7.9
製造業	3,355	12.1	2,951	11.2	2,800	11.2
第3次産業	18,825	68.3	17,576	66.5	16,832	67.5
電気・ガス・水道・熱供給業	92	0.3	70	0.3	54	0.2
運輸・通信業	4,161	15.1	4,001	15.1	3,718	14.9
卸売・小売業・飲食店	6,110	22.2	5,550	21.0	5,330	21.4
金融・保険業	418	1.5	391	1.5	364	1.5
不動産業	322	1.2	442	1.7	458	1.8
サービス業	6,924	25.1	6,450	24.4	6,257	25.1
公務	798	2.9	672	2.5	651	2.6
分類不能の産業	181	0.7	1,712	6.5	1,205	4.9

10月1日現在

「分類不能の産業」はどの産業にも分類されないため、分母から「分類不能の産業」を除いている

産業別 15歳以上就業者割合（平成27年国勢調査）

	第1次産業	第2次産業	第3次産業
全国	4.0%	25.0%	71.0%
千葉県	2.9%	20.6%	76.5%
富里市	9.0%	20.1%	70.9%

富里市の就業者割合は、全国、千葉県と同様に第3次産業の構成比が高く、その中でも運輸・通信、卸売・小売業・飲食店、サービス業で約60%を占めています。

ただし、市の基幹産業である農業（第1次産業）は、全国、千葉県の構成比を大きく超えていて、市の優れた産業です。

③勤務地の状況

成田市や八街市、佐倉市など周辺市町とは、通勤・通学等の日常的な結びつきが強くなっています。

従業地・通学地による常住市区町村別15歳以上就業者及び通学者数(人)			国勢調査			
区分	平成22年		平成27年			
	総数	就業者	通学者	総数	就業者	
当地で従業・通学する者	20,357	19,073	1,284	19,977	18,941	1,036
当地に常住	10,355	9,759	596	10,159	9,630	529
他市区町村に常住	8,462	7,955	507	8,882	8,431	451
県内	8,154	7,654	500	8,531	8,086	445
成田市	2,426	2,154	272	2,517	2,273	244
佐倉市	549	537	12	553	548	5
八街市	1,597	1,506	91	1,629	1,550	79
酒々井町	423	406	17	425	408	17
山武市	596	585	11	596	592	4

10月1日現在
※他市区町村に常住とは、富里市で従業・通学する者のうち市外に常住する就業者・通学者をいう。
※県内の市町村を抜粋しているため、合計数は一致しない。

成田市をはじめ周辺市町からの就業・通学の割合が高く、特に成田市の構成比が28.3%と一番高くなっています。

常住地による従業地・通学地別15歳以上就業者及び通学者数(人)			国勢調査			
区分	平成22年		平成27年			
	総数	就業者	通学者	総数	就業者	
当地に常住する就業者・通学者	28,771	26,417	2,354	26,975	24,939	2,036
当地で従業・通学	10,355	9,759	596	10,159	9,630	529
他市区町村で従業・通学	17,911	16,183	1,728	16,055	14,592	1,463
県内	14,959	13,690	1,269	14,158	13,005	1,153
千葉市	1,324	1,087	237	1,177	974	203
成田市	7,517	7,263	254	6,850	6,614	236
佐倉市	1,076	978	98	1,069	974	95
八街市	798	681	117	841	727	114
酒々井町	380	292	88	458	402	56
芝山町	865	864	1	842	841	1

10月1日現在
※当地に常住する就業者・通学者とは富里市に常住する就業者と通学者をいう。
※当地で従業・通学とは、富里市に常住する就業者と通学者のうち、市内で就業・通学する就業者・通学者をいう。
※他市区町村で従業・通学とは、富里市に常住する就業者と通学者のうち、市外で従業・通学する就業者・通学者をいう。
※県内の市町村を抜粋しているため、合計数は一致しない。

千葉県内で一番多い就業・通学先は、成田市で約25.4%を占めています。その他八街市、山武市、酒々井町などの周辺市町が上位を占めています。市外への就業・通学者は全体の59.5%で、市内の37.7%を上回っています。

2 富里市の施策の現状

富里市総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」から構成されています。

- ・基本構想（まちづくりの基本理念）

「みんなでつくる笑顔あふれるまち・富里」

まちづくりの目標（6つのまちづくりの目標のうち産業振興に係る目標）

「目標3 みんなが活躍し、農・商・工がともに輝く活力あるまち」

- ・基本計画 まちづくりの目標を達成するための施策の基本方針や展開を定めます。
- ・実施計画 基本計画の施策を展開する具体的な事業です。

（1）農業施策 【富里市総合計画における基本構想・基本計画・実施計画】



・実施計画（抜粋）

①経営体育成支援事業

生産力の向上及び産地力の強化のための農業基盤の整備として、施設整備の支援を行います。

②農業経営基盤強化推進事業

農業経営の安定、農業生産性技術の向上を図るため、認定農業者に対して各種支援を行います。

③農業後継者対策事業

農業後継者の育成・確保を目的とし、農業関係団体との交流活動や各種研修会等を実施します。

④新規就農総合支援事業

新規就農者を対象に、就農に関する支援を行います。

③農産物の収穫面積

(単位 : アール)						農林業センサス/農業基本調査				
年	種類	水稻	陸稻	小麦	大麦	その他の 雑 穀	とうもろこし	落花生	その他の 豆 類	だいず
昭和50		24,360	6,562		4,251		...	65,145
昭和55		23,988	3,683		4,275		...	54,605
昭和60		21,165	2,841		2,595	
平成2		17,748	1,577		838	
平成7		17,385	706		1,600		...	21,068
平成8		18,020	489		...		3,438	17,479
平成9		12,998	483		...		2,397	11,314
平成10		17,412	518		...		2,785	14,864
平成11		11,413	268		...		2,742	11,018
平成12		12,496	213		2,761		490	13,954	131	5
平成17		14,732	50	1,703	230	273	...	14,235	513	46
平成22		15,057	65	670	290	432	...	7,737		10
平成27		11,935	...	417	55	6,852		47
年		かんしょ	ばれいしょ	さといも	だいこん	にんじん	ごぼう	すいか	いちご	ねぎ
昭和50		9,436	5,173	42,271	8,438	7,250	...	24,947
昭和55		11,789	3,357	39,572	11,833	17,244	...	28,417
昭和60		11,135	5,627	25,527	10,557	23,499	...	27,318
平成2		10,441	9,028	17,936	11,700	37,132	...	33,147
平成7		8,047	9,627	18,400	9,915	45,187	11,672	35,022
平成8		5,944	10,155	19,208	10,101	48,679	11,959	35,610
平成9		4,155	10,259	16,198	9,732	52,699	9,913	34,292
平成10		4,267	11,348	19,377	10,273	52,426	8,273	34,866
平成11		3,636	10,147	14,820	10,430	49,955	6,551	32,866
平成12		3,840	12,478	14,946	11,043	60,136	...	35,816	10	563
平成17		2,174	12,132	10,334	11,562	63,065	...	33,282	242	1,085
平成22		1,393	11,310	野菜類収穫面積	139,683	(集計対象変更により野菜類で集計)				
平成27		1,069	10,446	7,219	9,721	69,204	...	20,157	193	3,691
2月1日現在										
※平成9年・11年は抽出調査（経営耕地面積10アール以上または過去一年間の農産物の総販売額が15万円以上で、65歳未満の農業従事60日以上の者がいる世帯対象）										

(単位:アール)							農林業センサス／農業基本調査			
年	種類	たまねぎ	結球 はくさい	キャベツ	メロン	なす	トマト	きゅうり	ほうれん草	レタス
昭和50	…	18,664	…	…	…	…	…	…	…	…
昭和55	…	7,595	…	…	…	…	…	…	…	…
昭和60	…	4,976	…	…	…	…	…	…	…	…
平成2	…	3,135	…	…	…	…	…	…	…	…
平成7	…	1,542	…	…	…	…	…	…	…	…
平成8	…	1,594	…	…	…	…	…	…	…	…
平成9	…	1,335	…	…	…	…	…	…	…	…
平成10	…	1,215	…	…	…	…	…	…	…	…
平成11	…	1,198	…	…	…	…	…	…	…	…
平成12	7	1,184	1,919	…	340	1,847	26	1,071	240	
平成17	213	1,240	1,596	676	403	5,647	86	3,214	465	
平成22	収穫面積は、集計対象変更により野菜類で集計									
平成27	97	937	2,444	510	483	4,677	83	1,607	609	
年		ピーマン	かぶ	その他の 野 菜	茶	その他の 工芸作物	花き類	花木	種苗苗木類	その他の 作 物
昭和50	…	…	18,121	…	…	…	…	…	…	3,745
昭和55	…	…	9,917	…	…	…	…	…	…	3,951
昭和60	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
平成2	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
平成7	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
平成8	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
平成9	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
平成10	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
平成11	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
平成12	304	560	11,265	758	15	3,738		1,521	1,055	
平成17	145	667	15,615	696	43	3,747	4,123	696	2,354	
平成22	収穫面積は、集計対象変更により野菜 類で集計			445		2,418	1,770	…	4,216	
平成27	210	…	12,879	295	…	2,921	3,284	…	1,224	

2月1日現在

平成27年の「落花生とその他の豆類」の収穫面積の減少が目立ちます。

特産品の「すいか」が減少しています。

「にんじん」「ねぎ」「花き類」「花木」は増加傾向です。

④農産物販売金額別農家数

(単位:戸)

農林業センサス／農業基本調査

年	総数	販売なし	100万円未満	100万円	300万円	500万円	1,000万円	2,000万円	3,000万円	5,000万円以上
				～	～	～	～	～	～	
				300万円未満	500万円未満	1,000万円未満	2,000万円未満	3,000万円未満	5,000万円未満	
昭和50	1,751	53	711	832	120	35
昭和55	1,700	61	431	636	313	259
昭和60	1,604	63	370	462	383	326
平成2	1,427	55	264	346	256	506
平成3	1,391	72	265	287	190	577
平成4	1,376	90	231	284	203	568
平成5	1,352	107	206	261	169	355	215	18	21	...
平成6	1,326	96	211	264	166	589
平成7	1,312	84	224	218	146	640
平成8	1,276	76	229	199	132	640
平成9	903	5	57	130	120	591
平成10	1,203	85	200	197	118	603
平成11	834	3	44	123	87	577
平成12	1,096	24	162	189	114	247	255	66	26	13
平成17	985	28	118	166	100	210	247	68	33	15
平成22	893	29	119	172	84	184	194	66	26	19
平成27	799	13	111	147	62	166	168	69	40	23

2月1日現在

※ 平成9年、11年は抽出調査（経営耕地面積10アール以上又は、過去一年間の農産物の総販売額が15万円以上で、65歳未満の農業従事60日以上の者がいる世帯が対象）

平成12年から販売全額区分を変更した。

昭和50年から平成11年まで500～1,000万円未満は、500～1,000万円以上に読み替える。

農家の総数は減少していますが、平成27年の販売金額2,000万円以上の農家が、平成22年と比べると21戸増加しています。

(2) 商工業施策【富里市総合計画における基本構想・基本計画・実施計画】



・実施計画（抜粋）

①企業誘致事業

工業団地への立地を希望する企業に対して奨励金を交付し、企業誘致を促進します。

②制度資金事業

中小企業に資金融資を実行し、融資に対する利子補給を行うことで、市内商工業者の資金繰りを円滑にします。

③商工振興事業

商工会と連携をして、商工業の振興と地域経済の活性化を図るため、環境整備や商工会事業を支援します。

④シルバー人材センター支援事業

(公社) 富里市シルバー人材センターが実施する高齢者の就業の機会の確保や社会参加の推進、活力ある地域社会づくりのための事業を支援します。

1 産業（大分類）別事業所数・従業者数

(1) 事業所数

事業所・企業統計調査／経済センサス

区分 年月日	総 数	第1次 産業	第2次産業				第3次産業							
			農 林 漁 業	鉱 業	建 設		熱電 供給	情報 通信	卸売 ・小売業	金融 ・保険業	不動 産業	サ ービ ス業	公 務	
							・ガ ス業	・運 輸	・飲食業	・業	・業	・業	・業	
昭和61.7.1	1,214	5	264	2	177	85	945	1	23	525	9	75	303	9
平成3.7.1	1,547	6	333	2	222	109	1,208	1	34	616	10	119	419	9
平成8.10.1	1,894	7	366	1	262	103	1,521	2	47	816	26	129	489	12
平成11.7.1	1,796	11	344	1	249	94	1,441	1	43	777	27	127	466	-
平成13.10.1	1,854	11	362	1	268	93	1,481	2	50	759	21	127	511	11
平成16.6.1	1,684	16	331	1	237	93	1,337	1	51	688	21	119	457	-
平成18.10.1	1,774	19	344	1	256	87	1,411	1	55	689	21	111	534	11
平成21.7.1	1,799	17	341	2	249	90	1,441	2	77	656	22	123	550	11
平成24.2.1	1,617	15	324	2	228	94	1,278	3	71	356	19	118	711	-
平成26.7.1	1,651	17	312	0	227	85	1,322	2	69	392	19	115	714	11
平成28.6.1	1,562	19	285	-	208	77	1,258	2	71	371	18	109	687	-

(2) 従業者数(人)

昭和61.7.1	8,873	43	2,544	15	1,179	1,350	6,286	11	405	2,934	151	170	2,370	245
平成3.7.1	13,146	45	3,849	8	1,478	2,363	9,252	11	621	4,199	151	402	3,566	302
平成8.10.1	15,892	59	3,694	3	1,779	1,912	12,139	18	1,061	5,898	227	338	4,134	463
平成11.7.1	14,947	115	3,456	2	1,621	1,833	11,376	10	1,004	6,256	204	285	3,617	-
平成13.10.1	15,779	179	3,615	9	1,649	1,957	11,985	21	1,053	5,802	149	284	4,277	399
平成16.6.1	15,019	273	3,614	8	1,697	1,909	11,132	11	1,174	5,583	134	285	3,945	-
平成18.10.1	15,756	316	3,192	2	1,515	1,675	12,248	11	1,115	5,759	159	266	4,541	397
平成21.7.1	17,258	294	3,301	13	1,394	1,894	13,663	12	1,648	5,912	170	355	5,198	368
平成24.2.1	15,638	314	3,674	2	1,343	2,329	11,650	7	1,428	3,705	162	353	5,995	-
平成26.7.1	16,202	234	2,964	0	1,355	1,609	13,004	6	1,382	3,975	199	374	6,705	363
平成28.6.1	15,953	217	2,948	-	1,259	1,689	12,788	6	1,732	4,110	216	329	6,395	-

※昭和53年調査から公務を含む。平成11年、平成16年、平成24年、平成28年調査は簡易調査のため公務は未調査。

第2次産業、第3次産業の事業所数は減少しています。従業者数も減少している
中で、情報通信・運輸、卸売・小売業・飲食業は増加がみられます。

(3) 従業者規模別の状況

従業者規模別事業所数及び従業者数（民営） 平成26年経済センサス

事業所の従業者規模	事業所数	合計に占める割合(%)	従業者数(人)	合計に占める割合(%)
合 計	1,640	100.0	15,859	100.0
1～4人	945	57.6	2,048	12.9
5～9人	301	18.4	2,014	12.7
10～19人	209	12.7	2,881	18.2
20～29人	75	4.6	1,773	10.5
30～49人	57	3.5	2,154	13.6
50～99人	31	1.9	2,190	13.8
100人以上	19	1.2	2,799	17.6
派遣従業者のみ	3	0.2	-	0.0

従業者規模別の民営事業所数を見ると、「1～4人」が事業所全体の57.6%で最も多く、次いで「5～9人」が18.4%となっており、従業者数10人未満の事業所が全体の76.0%を占めています。

小規模企業白書によると、全国的には中小企業が全体の99.7%を占め、そのうち小規模事業者は85.1%になります。

小規模企業は地域経済の循環や雇用を支えるとともに、新たな産業の創出や地域貢献活動において重要な役割を果たしていることの認識を共有することが重要です。

3 富里市の産業の課題

(1) 農業の課題

農家総数の減少、農業従事者の減少・高齢化が進むことにより、今後、耕作できない農地が拡大する可能性があります。

また、市のブランドである「富里スイカ」の耕作面積や生産者数の減少が進んでいます。すいかの生産は、手作業による工程が多く、機械化を進めることが難しいため、生産者の高齢化、労働力の確保、後継者の問題と一体として検討が必要です。

「産業振興に関するアンケート」に寄せられたご意見

(平成 29 年 8 月実施)

- ・資機材（農機具・肥料）の高騰が問題。
- ・労働力の確保が課題である。
- ・魅力的な農産物加工品がない。
- ・後継者が見つからない。
- ・収益が上がらない。
- ・すいかに代わる軽量で高収入が見込まれる農産物のブランド化が必要。

(2) 商工業の課題

①事業承継

企業経営者は高齢化しており、倒産件数は減少しているが、休廃業・解散企業数は過去最多です。休廃業・解散企業のうち、経営者年齢が 60 歳代以上の割合は過去最高です。千葉県は、廃業率が全国で 4 番目に高い状況です。【2017 年版小規模企業白書から引用】

②人手不足

企業の人手不足感が強まっており、特に規模の小さな中小企業で従業員数が減少しています。人材確保・人材育成が難しい状況があります。

③創業支援

創業希望者・創業準備者が創業するためのハードルが高く、また創業後も依然として経営資源・ノウハウが不足しているため、事業の継続が難しい状況があります。

千葉県内創業比率 (%) 【RESAS（地域経済分析システム）から引用】

	2012 年～ 2014 年	2009 年～ 2012 年
千葉県	6.58	1.91
富里市	6.97	1.90
成田市	7.75	1.92
印西市	8.12	2.30
白井市	6.57	1.76
芝山町	9.56	1.18
酒々井町	13.11	2.55

富里市の創業比率（2012 年～2014 年）は、千葉県の比率を上回っていますが、近隣市町と比較すると下回っている状況です。

都道府県別の創業率では、千葉県は全国で 3 番目に高い状況です。

「産業振興に関するアンケート」に寄せられたご意見

(平成 29 年 9 月実施)

- ・新規産業を育成する積極的な施策が必要。
- ・空き店舗活用のための支援策の充実。
- ・市内に集客する商業施設がないので市外に流れてしまう。

4 成田国際空港を含めた近隣市町との広域的な課題

(1) 成田国際空港の現状

成田国際空港は、国際線基幹空港として国内外100都市以上と結ばれていて、日本の表玄関としての重要な役割を果たしています。今後も航空需要の増加が予測されており、それに対応するためには、空港周辺地域との共生・共栄を図りつつ、成田国際空港の更なる機能強化の検討が進められています。

千葉県では、成田国際空港の機能強化について、国、空港周辺9市町（成田市、山武市、香取市、芝山町、多古町、横芝光町、栄町、神崎町、富里市）、成田国際空港株式会社と四者協議会で協議をしています。

空港の沿革

- 昭和53年10月開港
- 昭和63年 航空旅客1億人達成
- 平成4年 第2旅客ターミナル供用開始
- 平成16年 成田国際空港株式会社発足
空港名を「新東京国際空港」から「成田国際空港」に名称変更
開港以来の航空旅客5億人突破
- 平成21年 B滑走路2,500m供用
- 平成24年 LCC就航
- 平成29年7月28日 航空旅客数10億人達成

(2) 成田国際空港と富里市

昭和32年頃から、国は年々増大する航空需要を背景に新しい国際空港の建設の検討を開始しました。

昭和38年には、航空審議会が候補地として富里村（現・富里市）付近が最も適当であり、霞ヶ浦周辺も百里飛行場との調整がつけば適当である、との報告を取りまとめて運輸大臣に答申しました。

国は答申を受けて、調査・検討を行った後、昭和40年に新空港の位置を富里村に内定しました。富里村では候補地に挙がった頃から、反対運動が起きていましたが、内定を機に反対運動は次第に激しくなりました。

その後、国と千葉県が協議・検討を続けた結果、成田市三里塚に建設が決定し、富里村を揺るがせた空港問題も落ち着きました。

昭和41年に成田市に新空港の建設が決定、昭和46年に東関東自動車道の富里インターチェンジが開通、成田国際空港が昭和53年に開港したことが富里の都市化に拍車をかけました。昭和40年からの20年間に人口は約3倍に急増し、昭和58年には3万人を超え、住宅団地や工業団地が建設されました。また、幼稚園、小・中学校が新設されるなど教育施設の整備が進み、道路、上下水道などの生活環境整備も進みました。

(3) 空港圏域の市町の状況

成田国際空港内で就業する従業員数は、千葉県全体でも増加していますが、成田国際空港圏域の中では、成田市と富里市で増加しています。

成田国際空港の機能強化は、空港における国際競争力の強化が図られ、空港周辺地域にも観光需要の増加や消費の拡大、新たな産業集積、物流施設の整備、雇用の拡大が見込まれることから、富里市においても観光や住宅供給等の役割、雇用創出効果が期待されます。

成田国際空港内従業員実態調査

居住地別従業員比較（単位：人）

項目	居住地	千葉県								
		成田市	富里市	香取市	山武市	山武郡		香取郡		印旛郡
						芝山町	横芝光町	多古町	神崎町	
2011年11月		13,883	2,537	1,441	661	351	368	551	190	700
2014年11月		14,780	2,689	1,380	666	368	375	571	190	672
2017年11月		15,915	2,748	1,367	630	344	372	553	160	654
前回比		107.7	102.2	99.1	94.6	93.5	99.2	96.8	84.2	97.3

項目	居住地	千葉県		
		千葉市	その他市町村	千葉県
				計
2011年11月		1,555	11,687	33,924
2014年11月		1,602	12,101	35,394
2017年11月		1,982	12,616	37,341
前回比		123.7	104.3	105.5

項目	居住地	茨城県					他道府県	合計
		龍ヶ崎市	稲敷市	稲敷郡	その他	茨城県		
				河内町	市町村	計		
2011年11月		—	266	107	661	1,034	3,731	38,689
2014年11月		111	261	94	517	983	4,274	40,651
2017年11月		117	268	90	491	966	4,964	43,271
前回比		105.4	102.7	95.7	95.0	98.3	116.1	106.4

（成田空港内従業員実態調査結果から引用）

(4) 成田国際空港を含めた近隣市町との広域的な課題

成田国際空港周辺市町の課題として、

①地域活力の維持（人口の維持）

②成田国際空港の機能を活かした産業振興（観光振興・企業誘致・農業の活性化）

③公共交通網・道路の最適化（成田国際空港の機能強化・2次交通の充実・圏央道の整備促進）

④相互補完型のまちづくりの促進（地域間における関係構築）



「圏央道計画図」国土交通省関東地方整備局ホームページ

www.ktr.milt.go.jp/honkyoku/road/3kanjo/kenoudo/を加工して作成

富里市を取り巻く首都圏エリアの高速道路網の整備が進み、成田国際空港へのアクセスの利便性の向上、また富里市への物流や観光の観点でも利便性が大幅に向上します。

今後も、各方面の高速道路の整備が進み、広域交通ネットワークが構築されることにより、首都圏各地からの成田国際空港のアクセスの選択肢が増え、利便性の向上により地域の活性化が見込まれます。

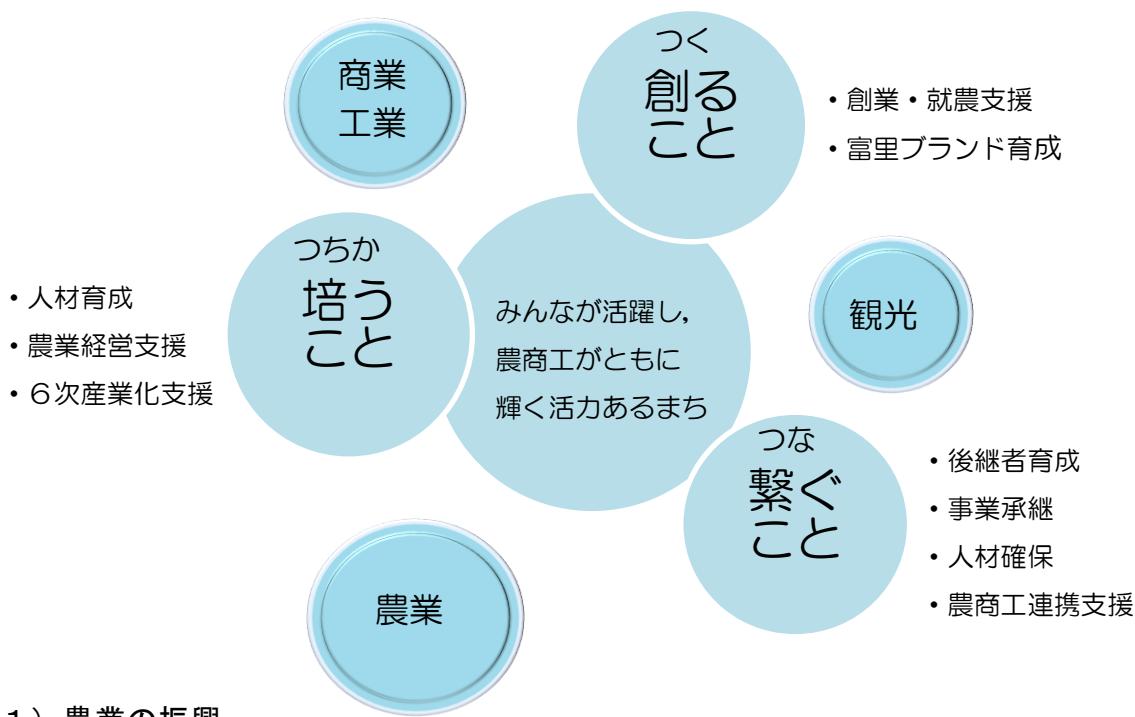
III 産業振興の方向性

1 産業振興の基本方針

「創ること、繋ぐこと、培うこと」

産業振興ビジョンは、まちづくりの目標のひとつである「みんなが活躍し、農・商・工がともに輝く活力あるまち」を実現するために、「創ること、繋ぐこと、培うこと」をキーワードとして、各産業の課題に対応し、また相互に関連を持ちながら市の産業振興を推進します。

◇産業振興ビジョン基本方針のイメージ



(1) 農業の振興

農業が富里市の基幹産業であるという認識を新たに農業の振興を図ります。農産物による富里ブランドをつくり、市の農産物の良さが市内外の消費者に浸透するよう、農業者、経済団体等と連携を図ります。

農業後継者の育成・就農支援や新規就農希望者の誘致・受入支援を推進し、農業の担い手を確保します。

認定農業者の認定・支援や農業生産への支援を推進し、農業経営の安定化を支援します。

(2) 商工業の振興

富里市の商工業の振興には、地域経済の担い手である中小企業、小規模企業の振興が重要な課題です。そのために、経済団体や関係機関と連携強化して支援を強化します。

既存の2つの工業団地については、各工業団地連絡協議会の活動を今後も支援するとともに、企業の事業拡大等の対応についても支援します。

2 基本方針に基づく具体的方策

(1) 農業の振興

- ①経営の安定化（認定農業者に対する支援、生産向上に必要な施設整備や省力機械の導入を促進し、野菜等の生産地としての維持発展を図るための支援）
- ②担い手の育成・支援（新規就農者に対する支援、農業後継者の育成・確保のための支援）
- ③農地の有効活用（地域共同による農用地、水路、農道等の適切な保全管理に対する取組の支援）

(2) 商工業の振興

- ①事業者が、国・県をはじめ各支援機関の相談窓口や支援策を効率よく活用できるように、情報収集・整理・情報発信をします。なお、課題解決に適した支援策の活用について、身近で支援を行う関係機関が相談対応において果たす役割は大変重要です。
- ②円滑な事業承継の促進（商工会との連携による国・県の支援施策の活用）
- ③経営の安定化の促進（中小企業資金融資制度の利用促進、官公需における市内中小企業の活用）
- ④企業誘致の促進（企業誘致のための奨励金等の制度による支援）
- ⑤商工業の活性化（商工会・商店会と連携した各事業に対する支援）
- ⑥雇用機会の確保（シルバー人材センター事業の支援、求人情報の提供、就労セミナーの充実）

(3) 人材の確保と育成

人材の確保と育成は、各産業で共通する大きな課題として認識されています。富里市では、今後、少子高齢化の進行に伴い、労働力不足による地域経済の縮小や雇用機会の減少により、更なる人口減少や地域の活力低下が進行する懸念がある一方で、成田国際空港近接という地域性から、外国人労働者の積極的な雇用による労働力確保の可能性が期待されます。各産業で、それぞれの課題に応じた人材確保に向けた取組を検討します。

取組の一つとして、円滑な事業承継を促進するためにも人材確保が重要な施策であると考えます。

また、各産業の体験の場を設け、交流により新規の就業者の確保、研修等や専門家の派遣を受けて人材育成を行うことが有効と考えます。さらに、若者や外国人が市内での就業を選択できるように、市内事業所の魅力ある職場作り、働きやすい環境作りを支援します。このほか、次世代に向けた方策として、小学生・中学生によ

る農業体験や職場体験学習を促進し、市内企業の魅力発信と、地元農業者や企業への理解を深めるため、関係機関と連携を図ります。

(4) 推進体制の構築

様々な施策の展開に当たり、市は国・県の施策の情報把握に努めるとともに、農業、商工業関係各機関とのコミュニケーションを図りながら、スムーズなサポートを推進する体制を確立します。

3 成田国際空港との共生・共栄

(1) 成田国際空港の将来像

成田国際空港の機能強化は、成長する航空需要を取り込み、日本の経済や社会を成長させるとともに、周辺地域への経済波及効果、雇用創出効果が期待できます。

国、千葉県、空港周辺9市町、成田国際空港株式会社の四者による四者協議会においては、更なる機能強化の必要性を理解するとともに、周辺地域の騒音対策及び地域振興を図る必要があるとの認識のもと、議論が進められ、併せて住民説明会等を開催してきました。

その結果、平成30年3月13日に第3滑走路の増設や年間発着枠を30万回から50万回に拡大することなどを含めた更なる機能強化策について四者で合意しました。

(2) 富里市を含む近隣市町の果たすべき役割

四者協議会で示された成田国際空港周辺の地域づくりに関する「基本プラン」に基づき、今後も千葉県が主体となり、具体的な地域活性化策を盛り込んだ「(仮称)実施プラン」の策定に向け検討、協議を進めます。

成田国際空港の機能強化を契機に「産業振興」や「インフラ整備」、「生活環境の向上」が図られることで地域が活性化し、地域の力により空港も産業も一層発展していくという、「地域の発展」と「空港の発展」が好循環する地域づくりを目指し、今後も相互に協力して協議を行います。

(3) 空港と共に生きること

成田国際空港を地域振興の核と位置付け、より豊かで住み良い北総地域の実現を目指して、空港に関する諸問題の解決に努め、空港と地域の共生・共栄を図ることにより活力ある空港周辺地域の振興のため、広域的連携を推進します。

4 地域資源の活用

(1) 富里の歴史と地場産業の活用

富里市を代表するすいか、にんじんをはじめとした農産物のブランド化を図り、また、馬のふるさととしての認知度を更に高めるため、市内の牧場や乗馬クラブ、

里山景観をはじめとした豊かな自然も地域資源として捉え、新たな産業の創出を目指します。

(2) 6次産業化

農業者自らが生産のみならず、加工、販売まで行うことで、農産物に付加価値をつける6次産業化を支援し、農業者の所得向上を目指します。

(3) 農商工連携

農林業者と商工業者等が連携し、本市の豊かな農産物などの資源を最大限に生かしながら、新しい商品、新しいサービスの開発や販路を確保していく、いわゆる農商工連携や地域資源を活用した取組を支援します。

5 新しい産業の創造

(1) 創業支援

平成28年1月に国から認定を受けた、産業競争力強化法における創業支援事業計画に基づき、地域における創業の促進を目的として、富里市と市商工会が連携して創業支援計画を実施します。

また、市内金融機関をはじめ関係機関との協力体制を構築することにより、創業支援体制の強化を図ります。

※新規事業として創業支援セミナーを開催

新規創業を目指す方、第二創業を考えている方、創業して間もない方が受講しました。

受講後も商工会や支援機関の相談へと誘導することで、創業の実現まで結びつけることを目指します。

- ・平成28年度（25名受講）
- ・平成29年度（18名受講）

《富里市創業支援事業概要》

市区町村	富里市
認定連携 創業支援 事業者	富里市商工会
概要	富里市においては、富里市商工会において、個別の創業相談を行っていたが、本計画により、取り組みを強化し、市内金融機関（千葉銀行・京葉銀行・千葉信用金庫・銚子商工信用組合）等の関係機関との連携・協力体制整備や連携強化を行い、創業に関するワンストップ相談窓口の設置やセミナー等の開催、専門家派遣等創業準備から創業後のフォローアップまで支援を行います。 また、創業後間もない事業者は、創業前の計画と実際の経営では乖離していることがあります。事業計画の見直し等のニーズにも対応した窓口として、事業が軌道に乗るよう支援していきます。
年間目標数	創業支援者件数:45件 創業者数:9件
特徴	富里市においては、創業相談担当職員を配置し、相談窓口体制の強化を図り、また、富里市商工会にワンストップ相談窓口を設置することで、創業志望者への相談体制強化や情報提供を行っていく。 また、富里市と富里市商工会の連携強化を図るとともに市内金融機関等とも協力体制を取っていきことで、創業支援体制の強化を図る。 本計画に基づき、商工会が特定創業支援事業として、基礎知識、人材育成、販路・顧客開拓方法等の知識が身につくセミナー又は創業塾などの創業支援事業を実施する。

<全体像>

The diagram illustrates the overall structure of the startup support system. It shows various organizations connected through cooperation and collaboration:

- 千葉県保証協会**:
 - ・創業等関連保証
 - ・講師派遣
 - ・個別相談
- 市内金融機関** (千葉銀行・京葉銀行・千葉信用金庫・銚子商工信用組合):
 - ・個別相談
 - ・情報発信
 - ・融資
- 富里市**:
 - ・相談窓口の設置
 - ・市制度融資
 - ・広報等の情報発信
 - ・関係機関等との連携調整
- 富里市商工会**:
 - ・ワンストップ相談窓口
 - ・経営相談
 - ・創業支援事業の実施
 - ・広報等の情報発信
- 千葉県産業振興センター**:
 - ・専門家派遣
 - ・個別相談
- 日本政策金融公庫**:
 - ・講師派遣
 - ・個別相談

※ 下線は特定創業支援事業

創業希望者、創業者後間もない事業者

6 観光の振興

本市は、平成28年度に商工業、観光の振興を担当する部署として商工観光課を新設しました。また、同年に富里市観光協会が設立され、NPO法人として認可も受けたところです。今後は、両者が密接な連携を図りながら、本市の特徴である豊かな自然の活用、観光資源の発掘や創出、観光情報を発信し、本市の観光振興に関する施策に取り組みます。

(1) 観光の産業化

市の観光振興を、市民、市民活動団体、事業者、行政などが一体となって推進していく必要があります。

①観光による地域産業の活性化（農商工との連携）を図ります。

②成田国際空港を富里市のPRの場として積極的に活用し、周辺自治体と連携して市内に人・情報等を誘導します。

(2) 既存資源の活用

①市内の資源

市の基幹産業は農業で、豊かな土壤と自然環境の中で生産されたすいかやにんじん、豚肉をはじめとした農畜産物が豊富です。特に、すいかは全国有数の生産地で「富里スイカ」は、地域ブランドになっており「富里スイカロードレース大会」などすいかにちなんだイベントが毎年6月に行われています。平成27年からは、すいかの収穫体験ができる「スイカオーナー制度」を実施しています。

すいかと並び、にんじんも全国有数の生産地で、11月頃から2月頃にはにんじん畑が広がり、富里の代表的な農村風景となっています。

さらに、日本でのサラブレッド発祥の地である富里市は「馬のふるさと」としても知られ、市内には、競走馬の生産牧場や育成牧場が点在するほか、乗馬クラブが数多くあり、自然の中での乗馬体験、里山景観を楽しめる場所が点在します。このような、富里の豊かな自然や中心市街地の街並みを生かして、映画やドラマ撮影を誘致するフィルムコミッションの取組を引き続き積極的に行っていきます。

平成25年に国登録有形文化財に指定された旧三菱財閥第三代総帥の岩崎久彌氏が晩年を過ごした「旧岩崎家末廣別邸」周辺では、明治から昭和にかけての富里の風景を今に残しており、今後、文化観光資源としての活用が期待できます。

岩崎家ゆかりの地である高知県安芸市、岩手県零石町、東京都台東区との広域連携を通じて、相互交流、產品などの流通を目指していきます。

②市外の資源

本市は、東は芝山町、西は酒々井町、南は八街市、山武市、北は成田市に接しています。また、市の中心部から東4キロメートルに成田国際空港が位置しています。

成田市には、年間約1,000万人の参拝者が訪れる成田山新勝寺があり、新勝寺への表参道は昔ながらの町並みが残り風情が感じられる観光地となっています。

また、酒々井町には、酒々井プレミアムアウトレットがあり、外国人観光客や首

都圏からの買い物客も訪れています。同アウトレットは、富里市との境界寄りに位置するため、富里市内の観光資源をPRし認知度が上がることで、本市への誘致に繋がります。

市外の資源と富里の資源を繋ぐことで、より魅力的な観光ルートの造成が可能になると考えます。そのためには、空港圏や印旛郡市などの枠組みによる広域連携による観光推進に積極的に参加していくことも必要です。

(3) 観光アクションプラン

①アクションプラン策定の目的

富里市では観光協会が設立され、市と共に観光振興について連携して取り組む体制ができたこと、首都圏中央連絡自動車道の一部開通により、東関東自動車道と北関東との利便性が向上し富里へのアクセスルートが増えたこと、加えて、旧三菱財閥第三代総帥の岩崎久彌氏で繋がる自治体で構成する「岩崎家ゆかりの地広域文化観光協議会」の設立に向け準備を進めていることなど、本市の観光は大きく変化しようとしています。

特に、成田国際空港に隣接する本市の強みを生かし、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会という絶好の機会を観光振興に繋げていくこと、観光を通じて市内外に「富里ファンを獲得」すること、市民と力を合わせて取り組む「地域力でもてなす観光」に向けて、目指すべき方向性を明確にし、着実に実行していくための方策を位置付けることを目的としてアクションプランを策定します。

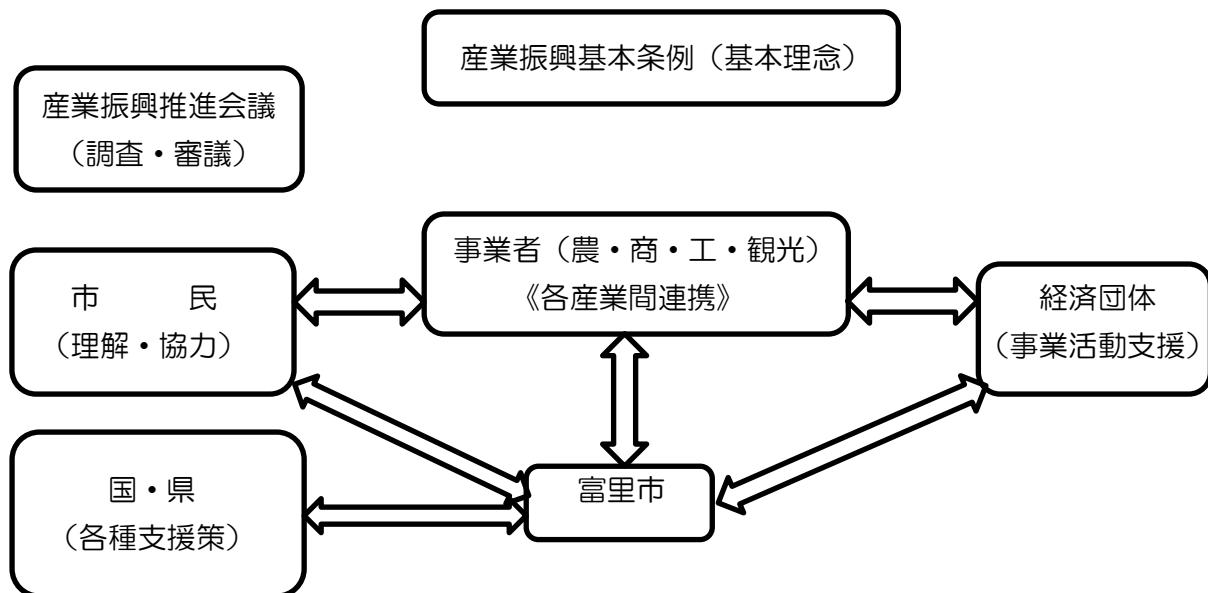
②計画期間

平成30年度から平成32年度までの3か年度の予定です。

IV 計画の推進

1 産業振興ビジョンの推進体制

富里市産業振興基本条例に定められた産業振興の基本理念に基づき、事業者、経済団体、市が連携し市民の理解と協力の下に、産業振興策を推進する必要があります。



2 産業振興ビジョンの進行管理

産業振興ビジョンの進行管理については、毎年、産業振興推進会議を開催し、産業振興に関する調査やビジョンの評価・検証を行います。

また、経済的、社会的状況の変化や市の財政状況の変化により、ビジョンの修正や追加等が必要になることも想定されます。こうした事態に柔軟に対応するため、産業振興推進会議における審議の上、市の上位計画である総合計画等と整合を図りながらビジョンの変更を行います。

参 考 資 料

- 1 策定経緯
- 2 富里市産業振興推進会議の運営に関する要綱

1 策定経緯

富里市産業振興ビジョン策定に当たり、事業者、経済団体の関係者、市民代表（公募）、有識者、アドバイザーで構成された、富里市産業振興推進会議（以下：推進会議）において本ビジョンに関する検討・協議を行いました。

平成28年度

	期　　日	内　　容
第1回	平成28年 8月 3日	・産業振興推進会議の運営について ・産業振興基本条例、市の各計画について
第2回	平成28年 11月 18日	・市の産業政策の現状について ・産業振興推進会議の運営について
第3回	平成29年 3月 27日	・市の産業の課題について ・事業者及び経済団体ヒアリングについて

平成29年度

	期　　日	内　　容
第1回	平成29年 7月 28日	・産業振興ビジョン（案）について ・スケジュール（案）について ・事業者、経済団体ヒアリングの実施について
第2回	平成29年 9月 1日	・産業振興ビジョン（案）について ・スケジュール（案）について
第3回	平成29年 10月 23日	・産業振興ビジョン（案）について
第4回	平成29年 12月 22日	・産業振興ビジョン（案）について ・観光振興アクションプランについて
第5回	平成30年 3月 22日	・産業振興ビジョン（案）について

2 富里市産業振興推進会議の運営に関する要綱

平成28年4月1日告示第145号

富里市産業振興推進会議の運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富里市産業振興基本条例（平成28年条例第5号。以下「条例」という。）

第9条の規定により設置する富里市産業振興推進会議（以下「推進会議」という。）の運営に
関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 推進会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理す
る。

(会議)

第3条 推進会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第4条 推進会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 産業の振興に関する必要な事項

(2) その他必要な事項

(作業部会の設置)

第5条 推進会議に、必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 会長が指名する者

(2) 産業経済団体が推薦する者

(3) 市職員のうち市長が任命する者

3 作業部会に作業部会長を置くものとする。

4 作業部会長は、第2項各号に掲げる者の中から会長が指名する。

(庶務)

第6条 推進会議及び作業部会の庶務は、産業振興を所掌する課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日以降最初に開かれる推進会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

富里市産業振興ビジョン

発行年月 平成30年3月

発 行 千葉県 富里市

〒286-0292

千葉県富里市七栄652番地1

電話 0476(93)1111 (代)

編集 市民経済環境部商工観光課